

# 1 農山漁村地域整備交付金 (H22概算決定額：1,500億円) の概要

- 農・林・水にまたがる広範かつ多様なメニューを包括しており、地方は自らの計画に基づく総合的な整備が実施可能
- 事業効果を高めるため、地方の創意工夫による効果促進事業が実施可能(整備計画の全体事業費の20/100までを目途)
- 地方の裁量による予算の弾力的かつ機動的な運用が可能

## 制度の概要

- (1) 都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施
- (2) 以下の事業を総合的に実施することが可能
- ① 農業農村基盤整備事業  
農業用排水施設整備、ほ場整備、農地防災、農業集落排水施設整備、集落基盤整備、中山間総合整備、畜産環境総合整備
  - ② 森林基盤整備事業  
路網整備、県有林の間伐等の森林整備、予防治山、水土保持治山、山地災害総合減災対策治山、共生保安林整備統合、保安林管理道整備
  - ③ 水産基盤整備事業  
漁港施設整備、漁場造成、水域環境保全、漁港漁村環境整備、漁場保全の森づくり
  - ④ 海岸保全施設整備事業  
海岸保全施設整備、海岸環境整備、津波・高潮危機管理対策
  - ⑤ 効果促進事業  
農山漁村地域整備計画の目標を達成するため、上記事業①～④と一体となって事業効果を高めるために必要な事業(全体事業費の20/100までを目途)
- (3) 国から都道府県に交付金を一括交付し、都道府県は自らの裁量により地区毎に配分、都道府県の裁量で整備計画の範囲内で地区間の融通、施設間の融通が可能

### [事業実施主体等]

- 交付先：都道府県、市町村
- 実施主体：都道府県、市町村、土地改良区、森林組合、森林整備法人、漁協等
- 補助率：既存事業の補助率等

## [補足事項]

### ○農山漁村地域整備計画の主要項目について

- ①整備計画の名称
- ②整備計画の目標
- ③整備計画の期間(概ね3～5年)
- ④整備計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
- ⑤整備計画の期間における交付対象事業の工期及び全体事業費
- ⑥交付対象事業の効果の把握及び評価に関する事項

### ○対象となる交付金事業について

- ・左記のメニューを実施可能な既存事業を本交付金に統合化
- ・各メニューの実施要件、補助率は既存事業を踏襲

### ○効果促進事業のイメージ

- ①農業農村基盤整備事業
  - ・排水路の補修による漏水の防止
  - ・暗渠などの小規模な排水対策
  - ・減災効果を高めるハザードマップの作成 等
- ②森林基盤整備事業
  - ・山地災害への警戒避難体制の整備
  - ・郷土樹種による修景植栽
  - ・施業の集約化に向けた森林所有者への働きかけ
  - ・施業の集約化に向けた現地検討会 等
- ③水産基盤整備事業
  - ・防風柵の整備
  - ・藻場の食害防止対策、移植
  - ・種苗放流の実施 等
- ④海岸保全施設整備事業
  - ・津波・高潮ハザードマップの作成、防災訓練
  - ・防災のための資機材備蓄 等